

香芝市監査委員告示第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき、または監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

令和6年6月26日

香芝市監査委員 近 藤 洋
香芝市監査委員 中 山 武 彦

<対象：都市創造部 都市計画課>

- 1 監査実施年月日 令和6年2月26日
- 2 監査結果報告年月日 令和6年3月28日
- 3 措置状況通知 令和6年6月19日香都第80号

定期監査意見（要望事項）	措置結果	措置内容
空家等対策特別措置法第2条第2項に規定する特定空家等の指定を抑止するためにも空家等対策計画に基づき、早期の対応により予算化の検討も含めた中で状況の深刻化を防止いただきたい。	措置済	今年度（令和6年度）、令和5年12月の法改正を受けた「香芝市空家等対策計画」の改訂に取り組む中で、特定空家に対する措置の事前対応となる「管理不全空家」に対する指導・勧告について明記する他、より有効な空家対策等について検討します。令和7年度以降には、必要な予算を計画的に計上しつつ、当計画に基づいた取組を進めてまいります。
木造住宅については、倒壊により火災及び死亡事故等の発生並びに救助活動等の妨げとなることを防止するため、現状の耐震診断及び耐震改修工事の補助対象を拡大するなどにより、より実効性のある施策を講じ市民の生命及び財産を守っていただきたい。	措置済	今年度（令和6年度）、1月1日の能登半島地震を受け、耐震化の必要性・重要性について今一度周知・啓発を強化すると共に、既存木造住宅耐震診断事業及び既存木造住宅耐震改修工事補助事業等は予算枠を拡大いたしました。今後も、市民の方からの要望状況を見ながら、必要に応じて募集件数を増やす等について継続的に検討していきます。